

28 受文科際第 98 号

平成 29 年 2 月 17 日

科学技術・学術政策研究所長
各国公私立大学長
各国公私立高等専門学校長
各大学共同利用機関法人機構長
各文部科学省独立行政法人の長
各文部科学省国立研究開発法人の長

殿

文部科学省大臣官房国際課長

匂 坂 克 久



(印影印刷)

国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について（依頼）

昨年 9 月の北朝鮮による核実験の実施及び累次の弾道ミサイル発射を受け、平成 28 年 11 月 30 日（ニューヨーク現地時間）、国連安全保障理事会（以下「安保理」という。）は、制裁措置を大幅に追加・強化する安保理決議第 2321 号を採択しました。

これを受け、去る 1 月 23 日、外務省より、同決議の厳格な実施につき、文部科学省に対し協力要請がありました。

文部科学省としては、平成 18 年 3 月 24 日付け文科際第 217 号「大学及び公的研究機関における輸出管理体制の強化について（依頼）」及び平成 21 年 11 月 24 日付け「大学及び公的研究機関における輸出管理について（依頼）」等において、関係機関に対し外国為替及び外国貿易法の遵守についての協力を依頼しているところですが、これらの通知に関する取組の徹底は同決議の趣旨に適うものと考えております。

ついては、大学及び公的研究機関においては、別添の外務省からの通知の依頼事項に御留意いただきますとともに、改めて輸出管理体制の強化に向けた取組を徹底していただきますようお願いいたします。

（参考資料）

参考資料 1 国連安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について（依頼）

参考資料 2 国際連合安全保障理事会決議第 2321 号（英文）

参考資料 3 国際連合安全保障理事会決議第 2321 号（和訳）

参考資料 4 国際連合安全保障理事会決議第 2270 号（英文）

参考資料 5 国際連合安全保障理事会決議第 2270 号（和訳）

（本件連絡先）

文部科学省大臣官房国際課

TEL: 03-5253-4111（内線 2611）



亜北第 828 号

平成29年1月23日

文部科学省国際統括官 殿

外務省アジア大洋州局長



国連安全保障理事会決議第2321号の厳格な実施について（依頼）

北朝鮮による平成28年9月の核実験及び累次の弾道ミサイル発射を受け、同年11月30日（ニューヨーク時間）、国連安全保障理事会は、決議第2321号を採択しました。

特に、同決議は、加盟国が下記のと通りの措置を実施するよう規定しています。

つきましては、貴省においては、同決議に従い、また、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）に基づく厳格な輸出入管理の観点から、貴省所管の国公立大学その他研究機関をはじめとする関係団体に対して、北朝鮮籍を有する研究者及び学生（北朝鮮籍を有することが確認された場合に限る。）に対する北朝鮮の拡散上機微な核活動及び核兵器運搬システムの開発に寄与し得る専門教育・訓練（先端の材料科学、化学工学、機械工学、電気工学及び産業工学が、これらに限定されない。）並びに北朝鮮により公式に後援され又は北朝鮮を代表する個人又は団体が関係する科学技術協力（同決議主文11上認められるものを除く。）が行われることがないよう、御指導方お願いします。

記

(主文 10) 決議第 2270 号 (2016 年) 17 の規定を履行する目的で、北朝鮮の拡散上機微な核活動及び核兵器運搬システムの開発に寄与し得る専門教育及び訓練には、先端の材料科学、化学工学、機械工学、電気工学及び産業工学が含まれるが、これらに限定されないことを明確にする。

(主文 11) 全ての加盟国が、医療交流を除き、また以下に該当しない限り、北朝鮮により公式に後援され又は北朝鮮を代表する個人又は団体が関係する科学技術協力を停止することを決定する。

(a) 核科学技術、航空宇宙・航空工学及び技術並びに先端の製造・生産技術及び手法の分野における科学技術協力の場合において、委員会が個別の案件に応じて特定の活動が北朝鮮の拡散上機微な核活動又は弾道ミサイル関連計画に貢献しないと決定した場合。

(b) その他の全ての科学技術協力の場合において、科学技術協力を行う国が、特定の活動が北朝鮮の拡散上機微な核活動又は弾道ミサイル関連計画に貢献しないと決定し、そのような決定を委員会に事前に通知する場合。

付属添付：「国際連合安全保障理事会決議第 2321 号 (英文)」

「国際連合安全保障理事会決議第 2321 号 (和訳)」

「国際連合安全保障理事会決議第 2270 号 (英文)」

「国際連合安全保障理事会決議第 2270 号 (和訳)」